

山口市がんばる農業者支援事業(概要)

農業者が規模の拡大又は営農継続のために購入する農業用施設・機械の費用に対し、支援をすることで、農地の保全及び多様な担い手の確保を図り、中山間地域をはじめとする農山村エリアの活性化につなげることを目的とする。

■対象となる農業者の要件

山口市内に住所を有する者であって、法人・団体にあつては主たる事務所の所在地が山口市内であり、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

- 1 農業者であること
- 2 1戸以上の農業者が組織する生産組織等であること
- 3 その他市長が認める団体であること

ただし、山口市内において経営耕地面積を30a以上有する者、山口市内産の作物の販売をしている者又は主な基幹作業※の作業受託を一作業あたり3ha以上行っており、契約書を交わしている者(ただし、農地所有適格法人・認定農業者・認定新規就農者は除く)に限る。

※主な基幹作業とは、水稲にあつては耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀、麦及び大豆にあつては

■対象となる機械・施設

機械整備	①トラクター ②田植機 ③防除用動力散布機 ④農薬散布用ドローン ⑤コンバイン ⑥畑作物用の収穫機 ⑦乗用型多目的作業機 ⑧その他特に必要と判断する機械及び附帯機械
施設整備	①農機具格納庫 ②農業ハウス ③その他特に必要と判断する農業用施設

※トラック、刈払機、チェーンソー、パソコン等農作業の用途以外に供される汎用性の高いものは補助対象外とする。

■補助率及び補助金限度額

補助率	補助限度額
補助対象経費の1/3	20万円

※千円未満切捨て

■導入に関する要件(すべて満たすこと)

- 1 本事業により導入する機械・施設が、他の事業の補助対象となっていないこと。
- 2 本事業により導入する機械が既存の機械の更新に当たる場合、当該既存の機械の耐用年数が減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)に定める耐用年数を過ぎていること。
- 3 本事業により導入する機械又は施設が中古の場合は、農業機械整備士等の資格を持つ者による整備保証を受けたものであること。
- 4 利用区域又は保管場所が山口市内であること。
- 5 交付決定後に発注をかけたものであること。